

令和5年度 嘱託募集案内

<募集内容>

I 募集対象

項目	内容
1 募集職種	事務職員（嘱託）／技能検定部（建設担当）
2 採用人数	1名
3 勤務地	東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階
4 採用日	令和6年3月1日（試用期間：採用後1ヶ月間）
5 仕事内容	<p>国家検定制度である技能検定の職種ごとにその専門知識・技能・技術を有する者で構成される中央技能検定委員会を円滑に運営し、試験問題作成事務局職員として、以下に示す業務を行います。</p> <p>なお、検定職種に関する専門的な内容については中央技能検定委員が主に担当します。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）上記委員会の開催並びに進行等（2）上記委員会の審議内容に基づく資料（試験問題等）の作成及びとりまとめ等（3）試験問題等の印刷原稿作成、編集、校正作業等（4）試験実施に係る問合せ等への対応（5）その他、試験問題作成に付随する業務 <p>外部での会議等により、外勤や出張が発生する場合がございます。</p>
6 応募要件	<p>以下の（1）～（6）のいずれも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none">（1）高校を卒業した者（2）建築・土木・設備等建設分野の専門知識を有する方又は同等の経験を有する方で、かつ建設業全般に係る基礎知識を有すること。（3）会議の運営・各種意見のとりまとめが一人でできること。（4）適切な日本語表現による文書の作成ができること。また、試験問題作成関連のルール等を遵守できること。（5）数学、物理、化学に係る基本的な知識を有すること。（6）基本的なオフィスソフト（ワード、エクセル等）や専用システムの操作能力を有すること（専用システムの使用方法はOJTにより指導）。特にワードについては、帳票、図形の作成・編集等の操作能力を有すること。

II 勤務条件

項目	内容
1 雇用形態	嘱託職員
2 雇用期間	令和6年3月1日～令和7年2月28日まで 契約更新は本人の勤務状況等により2回まで(最長令和9年2月28日まで) 更新の可能性あり。 ただし、条件付きで最長5年間(最長令和11年2月28日まで)、基本給27万円程度まで引き上げの可能性あり
3 給与等	(1)基本給 223,200円 (2)その他手当 通勤手当(上限55,000円/月)、住居手当(給与法に準ずる)、 超過勤務手当 (3)賞与 年2回(前年度実績:計4.38ヶ月分) (4)退職金 なし
4 給与支給日	毎月16日
5 昇給	年1回(前年1年間の勤務状況に応じて昇給)
6 勤務時間	9時15分～17時45分(休憩12時～13時) 7時間30分 時差出勤制度あり 月平均10時間程度の時間外労働あり 36協定における特別条項あり
7 休日	土曜、日曜、祝日、国民の休日、年末年始(12/29～1/3)
8 休暇等	採用時に年次有給休暇4日付与 採用6ヶ月経過後に年次有給休暇10日付与 特別休暇(慶弔関係等)あり
9 福利厚生	社会保険(健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)、職員親睦会組織(親和会等)による慶弔見舞金制度など

Ⅲ 選考

項目	内容
選考方法 通知方法	第1次選考 書類選考（書類到着後概ね10営業日以内に選考結果を通知） ↓ 第2次選考 個人面接（面接後7営業日以内に選考結果を通知） 面接の中で簡易タイピングテストを実施。 選考結果は、郵送またはメールにより通知。

Ⅳ 応募

項目	内容
募集方法 応募方法	<募集方法> 随時募集 <応募書類> ・履歴書（写真貼付） ・職務経歴書 ※メールアドレスをお持ちの方はメールアドレスを記載してください。 ※応募書類を以下の応募書類送付先に郵送でお送りください。 <応募書類送付先> 〒160-8327 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階 中央職業能力開発協会 総務部総務課 人事給与係あて

Ⅴ お問い合わせ先

項目	内容
お問い合わせ先	中央職業能力開発協会 総務部 総務課 人事給与係 TEL : 03-6758-2804（直通） E-mail : jinjikyuuvo@javada.or.jp

中央職業能力開発協会の概要

<法人概要>

- 1 名 称 中央職業能力開発協会（略称：J A V A D A（ジャバダ）
(JAPAN VOCATIONAL ABILITY DEVELOPMENT ASSOCIATION)
- 2 所在地 〒160-8327 東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
西新宿プライムスクエア
- 3 設 立 昭和54年7月1日
- 4 職 員 数 117名（非常勤含む）（令和5年12月1日現在）
- 5 根 拠 法 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）
民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として法律に基づき設立された厚生労働省所管の特別民間法人です。
- 6 目 的 職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に職業能力の開発の促進を図ること。
- 7 事業内容 技能検定、技能五輪全国大会等の開催・運営など職業能力開発促進法の規定による職業能力の開発及び向上に関する業務

- 8 取得認定 くるみん認定
健康優良企業 銀の認定

